

物品調達等の制限付一般競争入札の概要

令和 7 年 8 月 1 日 現在

物品調達等（建設工事に係るものを除く）の制限付一般競争入札の概要は、次のとおりです。

1 物品調達等における制限付一般競争入札について

制限付一般競争入札とは、公告で示す入札参加条件を満たす方はだれでも入札に参加できる制度であり、非常に透明性、公正性に優れた入札制度です。長崎市の契約検査課において発注する物品調達等の案件は、原則として、制限付一般競争入札での入札を実施します。

2 物品調達等

「物品調達等」とは、「物品の購入」、「物品の借入れ」、「製造の請負」「業務委託（建設工事に係る業務委託を除く）」及び「ソフトウェアライセンスの調達」のことをいいます。

3 対象案件

原則、下記の案件を、制限付一般競争入札で実施しています。

- (1) 物 品 の 購 入 予定価格（税込）が 150 万円を超える案件
- (2) 物 品 の 借 入 れ 予定価格（税込）が 80 万円を超える案件
- (3) 製 造 の 請 負 予定価格（税込）が 200 万円を超える案件
- (4) 業 務 委 託 予定価格（税込）が 100 万円を超える案件
- (5) ソフトウェアライセンスの調達 予定価格（税込）が 100 万円を超える案件

4 入札方法

電子調達システムによる電子入札とします。

長崎市では、平成 22 年 4 月から、長崎県などで採用されている電子入札コアシステムをベースとした「電子調達システム」の運用を開始しています。

電子入札に参加する際は、電子入札コアシステム対応の認証局発行の IC カードが必要となりますので、入札の参加を希望される方は、IC カードを事前にご準備ください。

※IC カードについては、長崎市ホームページ→入札・契約情報→3 各システムの利用→3-2 各システムの入り口→『(注意) 入札参加には、「IC カード」及び「IC カードリーダー」が必要です。』及び『(注意) 代表者（受任者）変更があった場合は、手続（長崎市への変更届/IC カード再取得）が必要です。』をご参照ください。

5 入札情報の公表方法

制限付一般競争入札では、事業者の皆様が自ら下記の方法により入札情報を入手し、入札への参加をお願いいたします。

(1) 入札情報（公告、仕様書等）の長崎市ホームページへの掲載

- 発注案件に関する公告、仕様書等の入札情報は、原則として、毎週月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）16 時に長崎市ホームページに掲載します。
- 公告や仕様書等は、下記の「入札情報サービス」で閲覧可能です。
長崎市ホームページ→入札・契約情報→各システムの入口→入札情報サービス
- 開札後は仕様書等のダウンロードができませんので、入札参加希望の方は入札書提出締切日までにダウンロードをしてください。

(2) 年間発注予定の公表

- 長崎市ホームページの「入札情報サービス」の「発注の見通し情報」にて四半期ごとの発注予定件数を公表しています。（更新時期：4 月、7 月、10 月、1 月）
- 「発注の見通し情報」に公表している内容は、更新時点での予定であり、実際の入札時期や件数とは異なる場合があります。

➤ 案件ごとの発注予定については、お答えできませんのでご了承ください。

6 入札参加資格要件

入札参加資格要件には、主に、長崎市物品等有資格者名簿に登録されている者であることや、指名停止期間中でない者などの基本的要件に加え、次のような要件があります。

(1) 地域要件

長崎市物品等有資格者名簿における地域区分において、次のとおり取り扱います。

ア 製造の請負、業務委託（建設工事に係る業務委託を除く）物品の借入れ（当該借入れ物品に係る保守に関する業務を含むもの）及びソフトウェアライセンスの調達の場合

市内業者及び認定市内業者とします。ただし、競争性の確保が困難な場合には、準市内業者を加えることとし、これによっても競争性の確保が困難な場合に限り、さらに市外業者を加えることとします。

イ アに掲げるもの以外の場合

市内業者とします。ただし、競争性の確保が困難な場合には、認定市内業者を加えることとし、これによっても競争性の確保が困難な場合は、準市内業者を加え、これにより難しい場合に限り、さらに市外業者を加えることとします。

(2) 許可要件・資格要件

業務委託等の中には、法令に基づく許認可の取得を要件としているものや、配置従事者の資格取得を要件としているものがあります。

配置従事者の資格取得を入札参加資格要件として求めた場合は、入札参加申込の時点で審査します。それ以外の配置従事者の資格については、契約時に落札者のみ審査を行っており、審査の結果適正な資格者が配置できないときは、契約できないことはもとより、指名停止等の対象となりますのでご注意ください。

(3) 同種業務実績要件

高度もしくは特殊な技術を要する業務委託等については、同種業務の実績を求めるものがあります。

7 入札における留意事項

入札における主な留意事項を下記にまとめていますので、ご確認ください。

(1) 入札参加者数1者の入札

制限付一般競争入札では、入札参加者が1者でも入札を行います。

(2) 資本・人的関係がある者の同一入札への入札参加制限

公正な入札を実施するため、資本・人的関係がある者が含まれている者について、同じ入札案件に同時に参加することを制限します。

(3) 単価契約における契約単価決定方法

単価契約の入札のうち、複数品目の単価契約についての契約単価の決定方法は、次のとおりです。

【複数品目の単価契約における契約単価の決定方法】

「落札金額に品目別の換算割合（市積算総額に占める、品目別の市積算額の割合）を乗じて得た額を各品目の予定数量で除した額（小数点第三位以下切捨て）を契約単価とする。」

ただし、複数品目の単価契約案件であっても、換算割合の適用を除外する場合があります。

なお、単数品目の単価契約については内訳書の添付を要件とし、契約単価は落札者の内訳書に記載の単価となります。

8 予定価格の公表

原則として予定価格の公表は行っていない。

ただし、登記測量業務、建物清掃業務及び樹木保護管理業務については、予定価格を事前公表します。

9 最低制限価格

原則として最低制限価格は設定していません。

ただし、一部の業務委託については、最低制限価格を設定していますので、各案件の公告文にてご確認ください。最低制限価格率は次のとおりです。

(1) 予定価格を事前公表する業務

予定価格の 85.00%から 87.00%までの範囲

(2) 予定価格を非公表とする業務

予定価格の 85.00%

10 落札制限

受注が偏ることがないように、制限付一般競争入札における落札を次のとおり制限します。

(1) 同日落札制限

開札日及び主とする対象業種が同じである同種の案件を同日に公告する場合においては、原則として、1 業者あたりの落札件数を制限します。

該当する案件については、公告に示しますのでご注意ください。

(2) 年間落札制限

平成 26 年度から、パソコン及びサーバの調達について、1 件の予定価格が 2 千万円以上の高額案件を対象に、購入及び借入れに関わらず、1 者あたり年間に落札できる件数に制限を設けています。

また、開札日が同日である年間落札制限対象案件を、同日に複数公告する場合は、併せて同日落札制限もかけます。

年間落札制限の件数については、発注件数に応じて設定します。落札制限の件数及び各年度の落札制限対象の案件については、別途長崎市ホームページの「入札・契約情報」で公開しますので、ご確認ください。

11 入札書の撤回等

一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。また、代表者や所在地等が変更になった後、必要な手続きをしないで入札を行うと指名停止措置等の対象となりえますので、入札書を提出する際は間違いがないよう注意してください。

12 その他

(1) 指名停止措置

長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止措置を行った場合は、指名停止を受けた者を公表しています。

(2) 重要な連絡事項

重要な連絡事項については、長崎市ホームページの「入札・契約情報」で周知していますので、定期的にご確認ください。